

事 務 連 絡
令和6年3月29日

各岡山県所管介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理通知の廃止について

従来、岡山県では介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出をされた際は、本県行政サービスの一環として受理通知書を送付していましたが、ペーパーレスの推進や業務見直しの観点から、令和6年6月1日適用開始となる体制届から受理通知を廃止することとしますのでお知らせします。

記

1 受理通知書を廃止する届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

2 変更時期

令和6年6月1日適用開始の体制届から

3 届出を收受した記録を希望する場合

以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

- 「介護給付費算定に係る体制等に係る届出書（指定事業者用）（別紙2）」の控え
- 返信用封筒（返信先のあて名を記入し、必要額の切手を貼付）※持参にて受付を行う場合は不要です。

4 留意事項

- 届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることをご確認のうえ、ご提出ください。
- 受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。
- 体制届の控えに押印される收受印は、体制届出書が岡山県受付窓口にて到着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。
- 体制届の控えの返送後、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。

担当：岡山県子ども・福祉部福祉企画課
指導監査室（Tel086-226-7917）